

行事・旅行保険の取り扱い終了と今後の対応について

2019年12月13日

日本国家公務員労働組合連合会共済会

国公共済会では、国公労連の組合員とその家族が参加する組合行事やレクリエーション、国内・海外旅行の災害・事故に備える制度として「行事・旅行保険」を取り扱ってきました。

「行事・旅行保険」は、Chubb 損害保険株式会社と提携し、国公共済会独自の制度として、代理店の（株）ルー・ジャパンを窓口（行事・旅行保険係）に、組合員のみなさまからの申し込みなどの手続きに関する相談にあたってきました。

1. 取り扱い終了にいたる経緯

2016年に、Chubb 損害保険株式会社から「2017年2月から団体専用パンフレットなどの募集資材を作成できる最低基準が年間保険料 500 万円以上に変更される」との報告がありました。

行事・旅行保険は、国公共済会だけではなく、自主共済運動を発展させるため連帯をしている全労連共済・自治労連共済・医労連共済それぞれが独自の制度として取り扱っていますが、この基準変更により各単産共済会単独では募集資材を作成できなくなることから、将来、各単産共済会が同一制度を導入し、保険料を合算する方法を協議してきました。

これまで、国公共済会は事務局で代理店業務を行わず、郵便振替用紙を使用した独自の申込手続きを採用してきましたが、同一制度導入にあたって、他の単産共済会と同様に国公共済会事務局で代理店業務を取り扱うよう Chubb 損害保険株式会社から要請がありました。

このような状況を踏まえて、運営委員会において、今後の行事・旅行保険の取り扱いを検討しましたが、「国公共済会事務局及び単位共済会担当で代理店業務を取扱うことは、業務負担が大きく現行の体制では困難である」との結論に至り、国公共済会としては、同一制度導入が予定される 2020年2月1日以降、行事・旅行保険を取り扱わないことを決定しました（2019年8月4日第3回運営委員会決定、8月31日国公労連第65回定期大会承認）。

2. 今後の対応

この決定を受けて、国公共済会事務局では、現行の行事・旅行保険に代わる保険を紹介することを検討し調査をしてきました。海外旅行を含む1泊以上の旅行に対する保障については各損保会社において取り扱いがありましたが、組合日帰り行事・レクリエーション等の行事に対する保障については保険料がとても高かつ利用条件も厳しく、現行のような安価で利用しやすい保険は、残念ながらありませんでした。

よって、個人の旅行につきましては、保険会社名を具体的には紹介しませんが、民間保険会社が提供している保険の利用をお願いします。組合行事につきましては、国公共済会

の「団結共済」の活用を推奨させていただきます。

「団結共済」は労働組合の機関の方針にもとづく活動や行事に参加中（往復途上を含む）の不慮の事故に対して、死亡・後遺障害・入院・休業加療の給付を保障する制度（※下記参照）です。

※団結共済

■加入について

組合の各級機関ごとに単位共済会を組織し、全構成員が一括して加入します。

（例：単組、支部、分会、県国公、執行委員会、青年部、女性部など）

■共済機関

共済機関は、一事業年度（7月1日から翌年6月30日）となります。

年度途中でも新規加入できます。

■掛金

1口月額15円

※年払いとなります。

■口数

1口から10口まで（全員同じ口数）

※重複加入の場合、単組・支部・分会などの合計10口が上限となります。

■給付内容

給付種目	給付事由	給付金額
死 亡	組合員の労働組合活動中の 不慮の事故※によるもの	150万円
後遺障害（1級～14級）		150万円～6万円
入 院（1日～180日）		日額 1,000円
休業加療（1日～90日）		日額 500円
普通死亡	組合員のすべての死亡	（口数にかかわらず一律）3万円

※組合の行事等に参加して配偶者・子が負傷したとき、組合員の給付金額の2分の1が見舞金として給付されます。

※つぎの単組は、すでに組合員全員が加入しています。

1口：全法務、全税関、全国税、国交労組、全労働、全司法、開建労

2口：東京大学工学部教職員組合、東京工業大学職員組合、国公一般

以 上